

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

令和3年5月21日

富山県知事 新 田 八 朗

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	指定年月日
名称	所在地			
ウエルシア薬局 魚津住吉店	魚津市住吉 587 番地1 1階	精神通院医療		令和3年5月1日

富山県告示第265号

指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

令和3年5月21日

富山県知事 新 田 八 朗

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	指定年月日
名称	所在地			
オーク薬局呉羽 本町店	富山市呉羽町 3022番5	精神通院医療		令和3年5月1日

富山県告示第266号

指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定

したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

令和3年5月21日

富山県知事 新 田 八 朗

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	指定年月日
名称	所在地			
スギ薬局 高岡中央店	高岡市あわら町7番55号	精神通院医療		令和3年5月1日

富山県告示第267号

指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

令和3年5月21日

富山県知事 新 田 八 朗

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	指定年月日
名称	所在地			
スギ薬局 新湊店	高岡市姫野58番地2	精神通院医療		令和3年5月1日

富山県告示第268号

指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

令和3年5月21日

富山県知事 新 田 八 朗

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	指定年月日
名称	所在地			
スギ薬局 南富山店	富山市大町35番地7	精神通院医療		令和3年5月1日

富山県告示第269号

指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

令和3年5月21日

富山県知事 新 田 八 朗

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	指定年月日
名称	所在地			
チューリップ薬局 アリス店	富山市五福1143番地1 アリスショッピングセンター1階	精神通院医療		令和3年5月1日

富山県告示第270号

指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

令和3年5月21日

富山県知事 新 田 八 朗

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	指定年月日
名称	所在地			
ひかり薬局木津店	高岡市木津 622番地 1	精神通院医療		令和3年5月1日

富山県告示第271号

指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

令和3年5月21日

富山県知事 新 田 八 朗

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	指定年月日
名称	所在地			
ひかり薬局問屋町店	高岡市下伏問江 20番地 4	精神通院医療		令和3年5月1日

富山県告示第272号

指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

令和3年5月21日

富山県知事 新 田 八 朗

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	指定年月日
名称	所在地			
富山針原アルプ薬局	富山市針原中町337番地4-2	精神通院医療		令和3年5月1日

公 告

基本測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年5月21日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）

当該区域の空中写真撮影及び現地画像基準点測量を実施し、空中写真から簡易オルソ画像を作成する。

2 作業期間

令和3年5月24日から令和4年3月31日まで

3 作業地域

富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、砺波市、小矢部市、舟橋村、上市町、立山町

富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和3年5月21日

富山県知事 新 田 八 朗

1 入札に付する事項

(1) 調達物品等の名称及び数量

I P R形携帯用無線機（I P R－W T） 80台

(2) 調達物品等の規格、機能、性能等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和4年3月22日

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和3年富山県告示第160号）第1の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査の結果、Aの等級に格付けされている者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和3年富山県告示第160号）第4の4に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

3 入札に参加する者に求められる義務

(1) 本件入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札参加申込書を(4)に掲げる期限までに4(1)に掲げる場所に持参又は郵便（提出期限までに必着のこと。）で提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(2) 入札参加資格の確認は、入札参加申込書の提出期限の日現在の事実をもって行うものとする。ただし、同日において2の各号に定める入札に参加する者に必要な資格のすべてを満たしている者であっても、開札日時までに必要な資格を満たさなくなった場合は、入札に参加することができないものとする。

(3) 本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等（以下「応札仕様書等」という。）を(4)に掲げる期限までに4(1)に掲げる場

所へ提出しなければならない。

なお、提出した応札仕様書等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札参加申込書及び応札仕様書等の提出期限

令和3年6月11日 午後5時15分

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書、入札参加申込書及び応札仕様書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問合せ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部警務部会計課調度係

電話 076-441-2211

(2) 入札説明書の交付方法

令和3年5月21日から同年6月4日までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

(3) 入札書の提出期限

令和3年6月28日 午前10時

(4) 入札書の提出方法

直接持参又は郵便（郵便による場合は書留郵便とし、提出期限までに必着とすること。）

5 開札の日時、場所等

(1) 開札日時

令和3年6月28日 午前10時

(2) 開札場所

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部9階 901会議室

(3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いの下で行う。ただし、開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までにその旨を4(1)の機関

に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (3) 入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、3の応札仕様書等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した物品等を納入できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係ない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。

富山県警察ネットワーク端末等設定業務委託に係る一般競争入札の実施

富山県警察ネットワーク端末等設定業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和3年5月21日

富山県知事 新 田 八 朗

1 入札に付する事項

(1) 委託業務の名称及び数量

富山県警察ネットワーク端末等設定業務委託 一式

(2) 委託業務の仕様等

入札説明書による。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和4年2月28日まで

(4) 委託業務の実施場所

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和3年富山県告示第160号）第1の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されているものであること。

(3) 富山県内に事業所を有する者であること。

3 入札に参加する者に求められる義務

(1) 本件入札に参加しようとする者は、入札説明書に定める提出書類（以下「応札仕様書等」という。）を提出期限までに、4(1)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した応札仕様書等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(2) 応札仕様書等の提出期限

令和3年6月7日 午後5時15分

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8570 富山県富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部警務部情報管理課企画係

電話 076-441-2211

(2) 入札説明書と仕様書の交付方法

令和3年5月21日から同年5月31日までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

(3) 入札書の提出期限

令和3年6月23日 午前10時

(4) 入札書の提出方法

直接持参又は郵便（郵便による場合は書留郵便とし、提出期限までに必着とすること。）

5 開札の日時、場所等

(1) 開札日時 令和3年6月23日 午前10時

(2) 開札場所 〒930-8570 富山県富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部2階 206会議室

(3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。ただし、

開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を4(1)の機関に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (3) 入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

- (1) 入札書に記載する金額は、受託に要する一切の費用を見積るものとする。
- (2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の 100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、3の応札仕様書等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した業務を履行できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。

条件付き一般競争入札の実施

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定により、公告します。

令和3年5月21日

富山県知事 新 田 八 朗

1 入札に付する事項

- (1) 工事番号 第1号
- (2) 工 事 名 富山県立入善高等学校アーチェリー場整備工事
- (3) 工事場所 下新川郡入善町入膳 地内
- (4) 発注工種 一般土木工事(以下「当該発注工種」という。)
- (5) 工事概要 アーチェリー場整備工事一式
敷地造成工：掘削工、盛土工等
擁壁工：場所打擁壁工
雨水排水設備工：側溝工、管渠工等
園路広場整備工：クレイ舗装等
運動施設整備工：防矢ネット工等
- (6) 工 期 契約を締結した日の翌日から令和4年1月31日まで
- (7) 調査基準価格 有

2 入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）に関する事項

(1) 入札参加資格

次に掲げる条件のすべてを満たす者であること。なお、入札参加資格の確認は、申請の期限の日現在の事実をもって行うものとする。

ただし、同日において当該条件のすべてを満たしている者であっても、開札の日時までの間に当該条件を満たさなくなった場合は、入札に参加することができない。

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者で、かつ、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定による経営事項審査を受けている者であること。

イ 富山県新川地区（新川土木センター（入善土木事務所含む）管内）の区域内に建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第19条の3第1項第2号に規定する主たる営業所を有する者であること。

ウ 富山県における令和3年度・令和4年度富山県建設工事等入札参加資格者名簿に、一般土木工事の等級がAの者として登載されていること。

エ 平成29年4月1日から令和3年3月31日までの間に富山県請負工事成績評定要領に基づく工事成績評定点の通知を受けた富山県農林水産部又は土木部（以下「富山県」という。）発注の当該発注工種（元請として完成した工事に限る。）に係る当該工事成績評定点の平均が70点を超過していること。

なお、当該期間内に富山県発注の当該発注工種の施工実績を有しない者であって、平成29年4月1日から令和2年3月31日までの間に工事成績評定点の通知を受けた国土交通省又は農林水産省若しくは林野庁（以下、これらを総称して「国」という。）発注の当該発注工種（富山県内において元請として完成した工事に限る。）の施工実績を有する場合は、当該発注工種の工事成績評定点の同期間内における平均が70点を超過していること。

これらの場合において、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上のものに限る。また、工事成績評定点の平均点は、小数第一位を四捨五入して得られる整数とする。

オ 入札参加資格の確認の申請の期限の日からこの工事の開札の日までの間において、富山県から富山県建設工事等指名停止要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定により更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定により再生手続開始の申立てがなされている者（これらの者のうち、建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱第10条第1項に規定する申請を行い、再度の競争入札参加資格の認定を受けたものを除く。）でないこと。

3 申請書及び添付書類の提出

(1) 入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出すること。

ア 入札に参加を希望するすべての者が提出する書類

(ア) 入札参加資格確認申請書（様式第1号）

(イ) 入札参加資格確認書（様式第2号）

イ 2の(1)エの中段の規定に該当する者が提出する書類

国発注の一般土木工事（富山県内において元請として完成した工事に限る。）のうち、平成29年4月1日から令和2年3月31日までの間に通知を受けたすべての工事の工事成績評定点の通知書の写し

(2) 提出期間

令和3年5月24日（月）から令和3年5月28日（金）まで（富山県の休日を定める条例（平成元年富山県条例第1号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（持参の場合は正午から午後1時までの時間を除く。）

(3) 提出場所

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号
富山県教育委員会教育企画課学校施設係

(4) 提出方法

持参又は書留郵便等の発送の記録が残る方法による郵送（提出期間の締切日までに必着）により提出する。

4 公告に関する質問等

(1) この公告の記載内容についての質問は、質問内容を記載した文書を持参若しくは郵送（受付期間の締切日までに必着）又は口頭により行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。

ア 受付期間 令和3年5月21日（金）から令和3年6月4日（金）まで（休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（持参又は口頭により質問する場合は正午から午後1時までの時間を除く。）

イ 受付場所 富山県教育委員会教育企画課学校施設係（電話076-444-3431）

(2) 公告の記載内容についての質問及び当該質問に対する回答が他の者に影響を及ぼすと認めるときは、その概要を富山県ホームページに掲載し、公表する。

5 入札参加資格の確認の通知

入札参加資格の有無の確認の結果は、令和3年6月1日（火）までに文書により通知する。

6 入札参加資格が無いとされた者の理由の説明の要求

- (1) 入札参加資格が無い旨の通知を受けた者は、入札参加資格が無いとされた理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の理由の説明の要求は、説明を求める理由を記載した文書を持参することにより行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。
 - ア 受付期間 令和3年6月2日（水）から令和3年6月4日（金）まで（休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）
 - イ 受付場所 富山県教育委員会教育企画課学校施設係
- (3) 理由の説明の要求に対する回答は、説明を求めた者に対し、令和3年6月7日（月）までに文書により行うものとする。

7 設計図書等の配布及び質問等

- (1) 設計図書等を次のとおり無償で貸与する。貸与した設計図書等は入札終了時に回収する。
 - ア 受付期間 令和3年5月21日（金）から令和3年5月28日（金）まで（休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
 - イ 受付場所 富山県教育委員会教育企画課学校施設係
- (2) 設計図書等に関する質問は、質問内容を記載した文書を持参し、又は郵送する（受付期間の締切日までに必着）方法により行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。
 - ア 受付期間 令和3年5月21日（金）から令和3年6月4日（金）まで（休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（持参の場合は正午から午後1時までの時間を除く。）
 - イ 受付場所 富山県教育委員会教育企画課学校施設係
- (3) 質問に対する回答は、質問者に対し、文書により行うものとする。
- (4) 設計図書等に関する質問及び当該質問に対する回答については、その概要を富山県ホームページに掲載し、公表する。

8 入札の日時及び場所

- (1) 入札の日時 令和3年6月8日（火）午前10時
- (2) 入札の場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県庁東別館1階 192会議室

9 入札の方法等

- (1) 入札は、出場入札により行うものとする。
- (2) 落札者の決定に当たっては、提出された入札書の金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札回数は、2回とする。

10 工事費内訳書の提出

- (1) 入札に当たっては、入札書に記載する入札金額に対応した工事費内訳書を添付して入札すること。
- (2) 工事費内訳書は、参考として提出を求めるものであり、その内容によって入札及び契約上の権利義務を生じさせるものではないが、当該内容が適正でない場合、工事費内訳書が提出されなかったとして、当該者の入札を無効とすることがある。

11 入札保証金に関する事項

入札保証金は、免除する。

12 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 虚偽の申請により入札参加資格を得た者のした入札
- (2) その他入札心得（予定価格を事前公表しないもの）第6条各号のいずれかに該当する入札
- (3) 2の(1)のただし書に規定する場合に該当する入札

13 落札者の決定方法

富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第92条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、落札者の決定を保留し、富山県低入札価格調査等実施要領に基づ

き、審査を行い、落札者を決定する。

14 契約保証金に関する事項

契約保証金は、入札心得（予定価格を事前公表しないもの）第10条の規定による。

15 配置予定技術者の確認

- (1) 受注者から現場代理人等届が提出された際に、CORINS等により現場代理人及び主任（監理）技術者の適正配置の確認を行う。
- (2) 建設業法の規定により技術者の専任配置が義務付けられる場合は、専任配置が可能で、かつ、受注者と3箇月以上の継続的な雇用関係にあるか否かの確認を行う。
- (3) (1)及び(2)の規定による確認の結果、現場代理人又は主任（監理）技術者の配置が適正でないと認めるときは、契約の解除若しくは指名停止又はその両方を行うことがある。

16 その他

- (1) 当該工事の入札の執行等に当たっては、この公告に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の法令、富山県会計規則及び入札心得の定めるところによる。
 - (2) 入札参加資格確認申請書その他の入札に参加するに当たって提出を求める書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、申請者の負担とする。
 - (3) 提出された申請書等は、当該工事に係る入札以外の目的には使用しない。
 - (4) 提出された申請書等は、返却しない。
 - (5) やむを得ない理由があるものとして承認した場合以外は、申請書等の差替えを認めない。
 - (6) 入札書を提出するに当たっては、4の公告に関する質問等及び7の設計図書等に関する質問等の内容を確認すること。
 - (7) その他不明な点については、富山県教育委員会教育企画課学校施設係（電話076-444-3431）に問い合わせること。
-

(様式第1号)

年 月 日

入札参加資格確認申請書

富山県知事 新田 八朗 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

下記の工事に関わる入札参加資格について確認されたく、書類を添えて申請します。

記

- | | | |
|---|-------|-----------------------|
| 1 | 工事番号 | 第1号 |
| 2 | 工 事 名 | 富山県立入善高等学校アーチェリー場整備工事 |
| 3 | 履行期限 | 令和4年1月31日 |

(提出者)

業者番号
業者名称
企業体名称 (共同企業体の場合)
業者郵便番号
業者住所
役職名
代表者氏名
代表電話番号
代表FAX番号
部署名
商号 (連絡先名称)
連絡先氏名
連絡先住所
連絡先電話番号
連絡先E-Mail
添付資料

(様式第2号)

入 札 参 加 資 格 確 認 書

住 所
商号又は名称
代表者氏名

下記の工事に係る入札に参加する者に必要な資格については、下記のとおり確認しました。

記

- 1 工事番号 第1号
- 2 工 事 名 富山県立入善高等学校アーチェリー場整備工事
- 3 入札に参加する者に必要な資格

内 容	該当・非該当の別(※)
① 政令第167条の4の規定に該当しない者で、かつ、建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23の規定による経営事項審査を受けている者であること。	該当・非該当
② 富山県新川地区(新川土木センター(入善土木事務所を含む。)管内)の区域内に建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第19条の3第1項第2号に規定する主たる営業所を有する者であること。	該当・非該当
③ 富山県における令和3年度・令和4年度富山県建設工事等入札参加資格者名簿に、土木一式工事の等級がAの者として登載されていること。	該当・非該当
④ 平成29年4月1日から令和3年3月31日までの間に富山県請負工事成績評定要領に基づく工事成績評定点の通知を受けた富山県農林水産部又は土木部(以下「富山県」という。)発注の一般土木工事(元請として完成した工事に限る。)に係る当該工事成績評定点の平均が70点を超えていること。 なお、当該期間内に富山県発注の一般土木工事の施工実績を有しない者であって、平成29年4月1日から令和2年3月31日までの間に工事成績評定点の通知を受けた国土交通省又は農林水産省若しくは林野庁発注の一般土木工事(富山県内において元請として完成した工事に限る。)の施工実績を有する場合は、当該一般土木工事の工事成績評定点の同期間内における平均が70点を超えていること。 これらの場合において、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上のものに限る。また、工事成績評定点の平均点は、小数第一位を四捨五入して得られる整数とする。	該当・非該当
⑤ 入札参加資格の確認の申請の期限の日からこの工事の開札の日までの間において、富山県から富山県建設工事等指名停止要領に基づく指名停止を受けていない者であること。	該当・非該当
⑥ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定により更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定により再生手続開始の申立てがなされている者(これらの者のうち、建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱第10条第1項に規定する申請を行い、再度の競争入札参加資格の認定を受けたものを除く。)でないこと。	該当・非該当

(※) 申請者は、資格の内容(左欄)を満たすことを確認の上、右欄の「該当」に○印を付すこと。